

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊美唄駐屯地  
第345会計隊美唄派遣隊長 須田 博文

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2LY912300010	2MS01C60009 0001	914041246485	DSP-K2210F(2)				
品名 または 件名							
重油 1 種 2 号 (バルク)							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
48.00	KL						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
美唄駐屯地業務隊 補給科				美唄駐屯地業務隊 補給科			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
美唄駐屯地業務隊 補給科				令和5年3月31日 (金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和5年2月9日（木）10時00分 会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

1 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「物品の販売」の「D以上」の格付けを有する者
- (3) 付紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しないものであること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札時間に遅れた者の入札
- (5) その他、本公告に違反した者の入札
- (6) 「暴力団排除に関する誓約条項」に基づいた誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合併せて、次の文書を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合））、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

4 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。なお、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略できる。

5 落札決定方式

単価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。なお、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知した時とする。
- (2) 入札書には、消費税抜きの金額を掲載すること。
- (3) 入札に参加する者は入札開始前までに資格結果通知書（写）を提出すること。
- (4) 入札に参加する者は、「入札及び契約心得」を確認すること。
- (5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「重油1種2号（バルク）入札書在中」と記載した封筒に入れ、**書留郵便（簡易書留、メール便可）**にて令和5年2月8日（水）17時00分までに美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。郵便入札を含む初度の入札において、再度入札を行う場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (7) 入札に関する事項の問合せ先  
陸上自衛隊 美唄駐屯地 第345会計隊美唄派遣隊（担当：川田）  
TEL 0126-62-7141（内346）  
FAX 0126-62-7141（内441）

7 公告掲示場所

- (1) 掲示場所  
ア 各駐屯地会計隊（美唄、滝川、岩見沢、札幌、旭川）

- イ 各商工会議所（美唄、滝川、岩見沢、札幌、旭川）
  - ウ 各市町村商工会（三笠市、月形町）
  - エ 北部方面会計隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>）
- (2) 掲示期間 令和5年1月26日（木）～令和5年2月9日（木）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合



# 防衛省仕様書改正票

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P  
K 2210F(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2210F(重油)についてのものであり、DSP K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 2210Fと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

- “JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を  
“JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法  
JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法  
JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法  
JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”に  
改める。

### 1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

### 5.1 測定結果

- “測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を  
“測定結果は、JIS K 2249-1, JIS K 2249-2, JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

### 5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

## 防衛省仕様書

D S P

## 重油

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(FUEL OIL, BURNER)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記	
特種	1号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2号	9140-299-0192-5	バルク	
1種	1号	9140-299-0163-5	バルク	JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

JIS K 2205 重油

JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

## b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

## c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

## 2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

b) 1種1号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。

c) 1種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

### 3 品質保証

検査は、JIS K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 4 出荷条件

#### 4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

#### 4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

#### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

#### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249により、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

#### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。